

盗難・紛失補償対象外特約

レスキュー損害保険株式会社

< 目 次 >

第1条（この特約の適用条件）

第2条（保険金を支払わない場合）

第3条（準用規定）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、修理費用保険携帯端末修理費用補償特約が付帯されている場合において、保険証券等にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払わない場合）

弊社は、修理費用保険携帯端末修理費用補償特約第3条（事由の定義）の規定にかかわらず、盗難、紛失によって被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。